

## 弁護士コラム

## ■ 「データの越境流動の促進及び規範化に関する規定」について

## 「データの越境流動の促進及び規範化に関する規定」について

作者 張 国棟、潘 博文

3月22日夜、国家インターネット情報弁公室(以下、「CAC」という)は、公式ウェブサイトで「データの越境流動の促進及び規範化に関する規定」<sup>1</sup>(以下、「**新規定**」という)を発表し、同時に、新規定に従って更新された「データ越境セキュリティ評価申告ガイドライン(第二版)」および「個人情報越境標準契約届出ガイドライン(第二版)」<sup>2</sup>(以下、「**関連ガイドライン**」という)を発表しました。新規定および関連ガイドラインは公布日である3月22日から施行します。

CACは昨年9月28日に「データの越境流動の規範化及び促進に関する規定(意見募集稿)」(以下、「**意見稿**」という)を公布してから約半年、やっと新規定を公布・施行しました。新規定の名称からみると、「規範化し、促進する」から「促進し、規範化する」に調整され、単純な表現順序の変更のように見えますが、実際には、政府部門が「越境データフローのセキュリティ管理メカニズムを探求し、越境データフローを促進する」ことを反映しています。また、新規定の全体的な内容から見ると、意見稿におけるデータ越境制限の当初の緩和が維持されているだけでなく、意見稿の内容よりさらに緩和された内容もあります。以下、新規定の要点を解説します。

一 申告手続き<sup>3</sup>が不要な場合

新規定の第3条から第5条には、申告手続きが不要なシナリオが規定されています。意見稿の関連する内容と比較しながら、新規定の内容を以下のとおりに解説します。

<sup>1</sup> [https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c\\_1712776611775634.htm](https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611775634.htm)

<sup>2</sup> [https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c\\_1712783131692707.htm](https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712783131692707.htm)

<sup>3</sup> ここでいう申告手続きとは、データ越境セキュリティ評価、個人情報越境標準契約届出および個人情報保護認証をいい、以下同様です。

意見稿	新規定	金誠同達コメント
<p>【第1条】 国際貿易、学術協力、越境生産・製造、マーケティングなどの活動においてデータの越境(個人情報または重要データを含まない。)の場合</p>	<p>【第3条】 国際貿易、<b>越境輸送</b>、学術協力、越境生産・製造およびマーケティングなどの活動において収集・生成されたデータが国外に提供され、(当該データに)個人情報もしくは重要データが含まれていない場合</p>	<p>▶「越境輸送」のシナリオを追加し、関連法令に基づき各用語の表現を調整しました。 ▶意見稿の内容を留保し、より充実・標準化しました。</p>
<p>【第3条】 中国国内において収集されまたは発生したものではない個人情報の国外への提供の場合</p>	<p>【第4条】 <b>データ処理者が国外で収集・生成された個人情報を国内で処理した後、国外に提供し、処理の過程で国内の個人情報あるいは重要データを持ち込まない場合</b></p>	<p>▶データ「加工貿易」の適用に関する手続きを法令レベルで明確に規定しました。</p>
<p>【第4条】 越境購買、越境送金、航空券やホテルの予約、ビザの申請など、本人が当事者となる契約の締結または履行のために、国外で個人情報を提供しなければならない場合</p>	<p>【第5条】 越境購買、<b>越境郵送</b>、越境送金、<b>越境支払い</b>、<b>越境口座開設</b>、航空券やホテルの予約、ビザの申請、<b>試験サービス</b>など、本人が当事者となる契約の締結または履行のために、国外に個人情報を提供する必要が真にある場合</p>	<p>▶実務上よく発生する状況に応じたシナリオが追加されます。これは、関係するサービス業者に影響を与えます。</p>
<p>【第4条】 法律に従って規定された就業規則および法律に従って締結された労働協約に基づき、人事労務管理の実施のために、社内の従業員の個人情報を社外に提供する必要がある場合</p>	<p>【第5条】 法律に従って規定された就業規則および法律に従って締結された労働協約に基づき、<b>越境</b>人事労務管理の実施のために、従業員の個人情報を国外に提供する必要が真にある場合</p>	<p>▶「越境」を加えることで、国境を越えた人事管理のために従業員の個人情報を国外に提供が必要であることを強調し、より正確なものとなっています。</p>
<p>【第4条】 緊急時に自然人等の生命、健康、財産を保護するため、個人情報を国外で提供する必要がある場合</p>	<p>【第5条】 緊急事態において、自然人の生命、健康、財産の安全を保護するために、個人情報を国外に提供する必要が真にある場合</p>	<p>▶意見稿の内容は実質的な変更なくそのまま引き継がれました。</p>
<p>【第5条】 想定一年以内に1万人未満の個人情報を中国</p>	<p>【第5条】 <b>重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者であって、当</b></p>	<p>▶本条項の内容は、データ処理者に有利なように大幅に緩和されています。重要情報インフラ運営者以</p>

<p>国外に提供する場合</p>	<p><b>年1月1日以降</b>に国外に提供した個人情報の累計が <b>10 万人未満</b>の場合(センシティブ情報を除く)</p>	<p>外のデータ処理者は、本条項を適用することができます。</p> <p>➤意見稿にあった「想定一年以内」という表現は、開始時点が明確でなかったため、実用性に欠けていました。このため、新規定では起算点を「当年 1 月 1 日」に変更しました。CAC の公式回答<sup>4</sup>によると、計算期間は当年 1 月 1 日から申告手続き日まで計算します。</p> <p>➤本条における最も大きな変更点は、「1 万人未満」という適用除外条件が「10 万人未満(センシティブ情報を除く)」に大幅に引き上げられたことです。これにより、年間平均越境移転の件数が 10 万人未満(センシティブ情報を除く)の一般個人情報処理者は、申告手続きが不要となります。</p>
------------------	--	--

## 二 申告手続きを必要とする場合

### 1 データ越境セキュリティ評価の適用条件

新規定第 7 条は、データ越境セキュリティ評価の適用条件を更新し、「データ越境安全評価弁法」(以下、「**評価弁法**」)というの関連規定より優先的に適用されます。弊所は、評価弁法、意見稿および新規定の関連内容を以下のように比較し、解説します。

評価弁法	意見稿	新規定	金誠同達コメント
<p>【適用条件 1】 データ処理者が国外に重要データを提供する場合</p>	<p>【適用条件 1】 データ処理者が国外に重要データを提供する場合</p>	<p>【適用条件 1】 重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者が国外に重要データを提供する場合</p>	<p>➤この二つの適用条件については、大きな変更はありません。</p> <p>➤<b>重要情報インフラ運営者であるか否かにかかわらず、重要データを国外に提供する限り、データ越境セキュリティ評価の申告が必要となります。</b></p>
<p>【適用条件 2】 重要情報インフラ運営者が国外に個人情報を提供する場合</p>	<p>【適用条件 2】 重要情報インフラ運営者が国外に個人情報および重要データを提供する場合</p>	<p>【適用条件 2】 重要情報インフラ運営者が国外に個人情報および重要データを提供する場合</p>	<p>➤重要データの判断について、新規定第 2 条に基づき、「関連部門または地方(当局)から重要データとして通知または公表されていないデータについては、<b>データ処理者は重要デー</b></p>

<sup>4</sup> <https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c.1712776611649184.htm>

			<p><u>タとしてデータ越境セキュリティ評価を申請する必要はない</u>とされます。</p>
<p>【適用条件 3】 100 万人以上の個人情報を処理するデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合</p>	<p>【適用条件 3】 規定なし</p>	<p>【適用条件 3】 <b>規定なし</b></p>	<p>▶ 新規規定に基づき、当該適用条件 3 は既に撤廃しました。</p> <p>▶ 今後、100 万人以上の個人情報を処理するデータ処理者は、下記の<u>適用条件 4 および適用条件 5</u>に従い、申告手続きを判断する必要があります。</p>
<p>【適用条件 4】 前年の 1 月 1 日から累計で国外に 10 万人の個人情報を提供したデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合</p>	<p>【適用条件 4】 100 万人以上の個人情報を国外に提供する場合</p>	<p>【適用条件 4】 重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者が、<b>当年 1 月 1 日からの累計が 100 万人以上の個人情報(センシティブ情報を除く)</b>を国外に提供する場合</p>	<p>▶ <u>起算点を「前年 1 月 1 日」から「当年 1 月 1 日」に変更しました。よって、個人情報の総量の集計期間が 2 年から 1 年に変更されました。</u></p> <p>▶ 国外に越境移転する<u>一般個人情報の総量が、2 年間で 10 万人から 1 年間で 100 万人に変更され、データ越境セキュリティ評価に適用される条件が大幅に緩和されました。</u></p>
<p>【適用条件 5】 前年の 1 月 1 日から累計で国外に 1 万人のセンシティブ情報を提供したデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合</p>	<p>【適用条件 5】 規定なし</p>	<p>【適用条件 5】 重要情報インフラ運営者以外のデータ処理者が、<b>当年 1 月 1 日からの累計が 1 万人以上のセンシティブ情報を</b>国外に提供する場合</p>	<p>▶ 越境移転するセンシティブ情報の総量に変更されません。</p> <p>▶ ただし、<u>起算点を「前年 1 月 1 日」から「当年 1 月 1 日」に変更しました。よって、センシティブ情報の総量の集計期間が 2 年から 1 年に変更されました。</u></p>

## 2 個人情報越境標準契約届出の適用条件

新規規定第 8 条は、個人情報越境標準契約届出および個人情報保護認証の適用条件を更新し、「個人情報越境標準契約弁法」(以下、「標準契約弁法」という)の関連規定より優先的に適用されます。弊所は、標準契約弁法、意見稿および新規規定の関連内容を以下のように比較し、解説します。

標準契約弁法	意見稿	新規規定	金誠同達コメント
<p>以下の条件を同時に満足する必要があります。</p> <p>(1) 非重要情報</p>	<p>以下の条件を同時に満足する必要があります。</p> <p>(1) 非重要情報イ</p>	<p>以下の条件について、(1)と(2)または(1)と(2')を同時に満足する必要があります。</p> <p>(1) 非重要情報インフラ</p>	<p>▶ <u>起算点を「前年 1 月 1 日」から「当年 1 月 1 日」に変更しました。個人情報(またはセンシティブ情報)の総量の集計期間が 2 年から 1 年に変更されました。</u></p>

<p>インフラ運営者；</p> <p>(2) 100 万人未満のデータ処理者</p> <p>(3) 前年の1月1日から累計で国外に10万人の個人情報を提供する場合</p> <p>(4) 前年の1月1日から累計で国外に1万人のセンシティブ情報を提供する場合</p>	<p>ンフラ運営者；</p> <p>(2) 想定一年以内に1万人分以上100万人分未満の個人情報を国外に提供する場合</p>	<p>運営者；</p> <p>(2) <b>当年1月1日以降</b>に国外に提供した個人情報(センシティブ情報を除く)の累計が<b>10万人以上、100万人未満</b>の場合</p> <p>または</p> <p>(2') <b>当年1月1日以降</b>に国外に提供したセンシティブ情報の累計が1万人未満の場合</p>	<p>➢ 国外に越境移転する<b>一般個人情報の総量が、2年間で10万人以下から1年間で10万人以上100万人以下に変更され、センシティブ情報の総量が、2年間で1万人以下から1年間で1万人以下に変更されました。</b>標準契約届出に適用される条件が大幅に緩和されました。</p>
---	--	--	---

### 三 対応中の申告手続きへの対処方法

関連企業の疑問を解消するために、CAC は、対応中の申告手続きへの対処方法<sup>5</sup>を以下のとおりに回答しました。

新規定が施行される前に、データ越境セキュリティ評価または個人情報越境標準契約届出の申告を既に提出しているデータ処理者は、新規定に基づき、上記の申告手続きを実行する必要がなくなる場合、元の手順に従って申告手続きを引き続き実施することができる一方、地方のインターネット情報弁公室に申請し、申告手続きを撤回することができます。

このため、目下データ越境セキュリティ評価または個人情報越境標準契約届出を申請している企業は、新規定に従って当該手続きを申告する必要がなくなった場合、地方のインターネット情報弁公室に申告の取り下げを申請することができます。申告取り下げの具体的な手続きはまだ明確に定められていません。関連する企業は、地方のインターネット情報弁公室に E メールまたはオフラインで連絡し、撤回することができますと考えます。

### 四 完了した申告手続きへの対処方法

また、申告手続きが既に完了したデータ処理者に対して、CAC も以下のとおりに回答しました<sup>6</sup>。

1.データ処理者は、新規定の実施前にデータ越境セキュリティ評価に合格したデータ越境活動を継続して実施することができます。

2.新規定施行前にデータ越境セキュリティ評価に不合格または一部不合格しており、新規定によりデータ越

<sup>5</sup> [https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c\\_1712776611649184.htm](https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611649184.htm)

<sup>6</sup> [https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c\\_1712776611649184.htm](https://www.cac.gov.cn/2024-03/22/c_1712776611649184.htm)

境セキュリティ評価の申告が免除されたデータ越境活動については、データ処理者は、法令に基づき、個人情報越境標準契約を締結し、個人情報保護認証に合格するなどの他の方法により、個人情報を国外に提供することができます。

3.また、新規定第9条は、データ越境セキュリティ評価結果の有効期間を、評価弁法に規定されている2年から、評価結果の発行日から3年に延長します。同時に、データ処理者は評価結果の有効期間の延長を申請できるという規定も追加されました。有効期間が満了した場合、データ越境活動を継続する必要があり、改めて申告手続きを行わなければならない事由が生じないとき、データ処理者は、有効期間の満了前60営業日以内に、地方のインターネット情報弁公室を通じて、CACに評価結果の有効期間の延長を申請することができます。CACの承認により、評価結果の有効期間は3年間延長することができます。

## 五 まとめ

上記内容に加え、新規定は、重要データの判断方法や自由貿易試験区からのデータ越境に関するネガティブリスト制度など、意見稿の重要な要素も維持しています。

新規定により、大半の外商投資企業は、日常業務におけるデータ越境について、申告手続きを行う必要がなくなることが予想されます。ただし、新規定はあくまで申告手続きの申請義務を免除するものであり、データ処理者として個人情報を国外に提供する外商投資企業及び中国にある外資系企業の駐在員事務所は、「個人情報保護法」及びその他の関連法令の規定に従って、個人への告知、単独同意の取得、個人情報保護影響評価(PIA)の実施などの義務を履行する必要があります。

以上

- 
- 本誌は無料で配布させていただきます。
  - お問い合わせやご意見のある方は [newsletter@jtn.com](mailto:newsletter@jtn.com) までご連絡ください。
  - 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
  - なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>